平成20年度 あきる野市経営方針

1 行政活動の根幹となる当市の財政状況

平成19年度における我が国の経済動向は、設備投資を中心として実質GDP(国内総生産)の成長率は、緩やかな伸びを示している。しかしながら、民間需要の各側面では、長引くデフレの影響から国民の消費は伸び悩んでいる側面があるなど、今後の成長の伸びには、予断を許さない状況が続くものと予測される。

このような経済動向のもとで、経済財政改革の基本方針2007いわゆる「骨太の方針」では、平成23年の新しい成長軌道の確立に向けて、成長力の強化、21世紀型行財政システムの構築、持続的で安心できる社会の実現などの取組方針を示している。

この方針において、21世紀型行財政システムの構築では、歳出・歳入一体改革、税制改革、 予算制度改革、公務員制度改革、行政機構改革及び地方分権改革等の方針が示されている。

この方針の中で、財政の今後の側面については、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化することが位置付けられており、これによる地方財政の歳出改革では、民間給与水準への準拠の徹底や職員定数の純減による人件費の削減、地方単独事業の縮減などによる歳出抑制のほか、地方分権改革を見据えた地方交付税の見直しの方針が打ち出されており、地方経済に明るい兆しが未だに見通せないことなどから、平成20年度の地方財政は、引き続き厳しい状況が想定される。

一方、当市を取り巻く地域経済は、依然として厳しい状況であり、財政においては、歳入の 根幹を成す市税では、税制改正や国からの税源移譲などにより個人市民税が増収となったもの の、実質的には、暫定交付されていた所得譲与税の廃止などにより小幅な増収に留まっており、 地方交付税にあっては、交付総額の抑制が続く中で、国の動向を踏まえると、さらなる減額を 想定しなければならない。

また、歳出では、社会経済情勢や住民構造の変化などにより、社会保障関係経費や一部事務 組合への負担金が増加する中で、いまだ財源措置が明らかとなっていない後期高齢者医療制度 の実施を控えているなど、歳入に大きな伸びが見込めない中で、歳出需要は高まっており、引 き続き厳しい財政状況が続くものと考えられる。

2 経営方針策定の目的

前述のとおり、当市の財政状況は、大変厳しい状況に置かれている中で、当市の将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現に向けて全力で取り組んでいるところであるが、もはや総花的な施策を展開して、十分な財源配分をしていくことは不可能であるとともに、少子高齢化及び団塊世代の大量退職による社会構造の変化と今後の対応を踏まえると、従来からの行政活動を再構築し、将来につけを残さず、一般財源の歳入状況を踏まえた身の丈に合った歳出構造とするため、メリハリのある施策を展開していくことが急務である。

こうしたことから、行政評価システムによる施策の相対的な優先度評価に基づき、施策の厳しい選択と改革・改善を推進し、限られた一般財源を有効かつ適正に配分する必要がある。

このため、経営方針は、行政経営の方針を明らかにした上で、政策的な判断を加味しながら、 施策の成果水準や今後の行政課題解消に重点をおいた施策の相対的な優先度を評価により検証 して、平成20年度における施策の成果と施策財源配分の基本的な方向性を示すものである。

3 平成18年度及び平成19年度における経営方針の振り返りと課題

(1) 財政運営の取組総括と課題

厳しい財政状況が続く中で、平成18年度から施策別枠配分方式による予算編成改革に 取り組んできた。従来の財政担当によるシーリング方式の予算査定から、次年度の計画を 事務事業優先度評価とコスト企画プログラムを活用して、職員自ら予算編成を行う改革に 着手したものである。

このことにより、前年度と対比して施策財源が縮減傾向にある中で、平成18年度で約54%、平成19年度で約53%の事務事業の改革・改善に着手し、事業の成果や効率性の検証が希薄な前例踏襲型予算からの脱却に寄与した結果となった。

しかしながら、制度改正や対象増による扶助的経費の増大などにより、経常収支比率が 悪化するなど、この先も適正な歳出管理を推進していく必要があり、歳出の適正化に向け た取組を職員一丸となって更に推進していく必要がある。

(2) 行政評価システムの取組総括と課題

個別の事務事業から施策までの体系的な事後評価への取組とその評価を次年度以降の計画に反映するため、施策相対優先度評価や事務事業優先度評価に取り組み、施策別枠配分方式による予算編成改革と連動する取組を中心として推進してきている。

行政評価システムの導入目的は、住民起点での行政経営体質の改革であり、その改革を 推進するためには、行政活動すべてを行政自らが厳しい視点で振り返るとともに、責任と 権限で行政活動を遂行した職員自らがその結果を市民に説明責任を果たすことが第1段 階である。

このことにより、住民自治を基本として、市民と協働した行政活動の政策形成の構築を目指す。

(3) 行政改革の取組総括と課題

行政改革の取組は、平成17年度に策定した行政改革推進プランにより、特に厳しい財政状況を踏まえての取組として、「公共施設の適正化」、「行政のスリム化を推進するための委託・民営化」、「納税者にも納得できる受益者負担の適正化」、「補助金・負担金の適正化」及び「適正な定員と組織の管理」について、平成18年度中に様々な角度から検証し、今年5月にこれらを5つの行動計画として策定してきた。

これらの行動計画については、平成21年度あるいは平成23年度までの計画期間を定めており、引き続き、計画的に推進していく。

(4) 横断課題の取組総括と課題

平成19年度経営方針において、4つの施策横断課題を掲げて取り組んできたが、その 総括と課題を次に示す。

ア 土地開発公社の経営健全化の推進

土地開発公社の経営の健全化に関する計画(平成18年度~平成22年度)に基づき、 公社が保有する土地の処分を計画的に進めてきたが、今後も保有する土地の簿価総額の縮減を最優先課題として、その解消に向けた取組を引き続き推進する。

イ 安全で安心して利用できる公共施設の管理の推進

公共施設の耐震性を含めた安全面に対する課題については、限られた財源を有効に活用して、できる限り早期の課題解消に努められるよう、維持管理体制の強化を検討しているとともに、特に学校の耐震化を計画的に推進しており、引き続き市民が安全で安心して利用できる施設管理を推進していく。

ウ 市民との協働・参画によるまちづくりの推進

社会経済情勢の変化や住民の意識変化などにより、行政を取り巻く環境も刻々と変化してきている。特に行政サービスにおける受益者構造の変化は大きく、ニーズの変化や需要の増大など、従来の行政サービスを堅持して、新たな行政サービスを展開していくことは、将来につけを残すことになりかねない。

各地域における地域特有の様々な現状の課題や今後予測される新たな課題は、地域の特性により異なり、その地域課題を解消していくうえでは、地域住民と行政がお互いの役割を認識し、情報の共有化とともに協働して政策形成を図っていく必要があり、これらの実現化に向けた取組を引き続き行う。

エ 市西部地域の活性化策の推進

市西部の小宮地区では、地域の活性化を推進するうえで観光資源による基盤整備などを 進めてきた。市西部地区では、人口の減少とともに高齢化が進行することによる地域固有 の様々な課題に直面することが予測され、その課題に対応した地域力の強化に引き続き取 り組む。

4 平成20年度の行政経営の方針

当市の将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現に向けて、計画的にまちづくりを推進してきたところであるが、まちづくりの成果をさらに向上させるため、「地方分権の流れの中で、行政の基本姿勢として、「行政力」、「地域経済力」及び「地域力」の3つの力の強化を図ることにより、将来都市像の実現を図る。」ことをまちづくりの基本指針とする。

この基本指針を踏まえ、平成20年度の行政経営の方針は、厳しい財政状況の中で、行政評価システムによる施策の相対的な優先度評価に基づき、施策の選択と改革・改善を推進して、限られた一般財源を有効かつ適正に配分して、行政経営を図るものとし、その方針を次のとおり示す。

(1) 行政力の強化

厳しい財政状況の中、自立した都市として行政運営を進めていくためには、行政力の強化を図る必要がある。

そのための第1の取組として、少数精鋭主義による組織の簡素化を行い、職員のやる気を引き出し、効率的かつ効果的な組織の見直しを進めるものとする。これにより、管理職から一般職員に至るまで、それぞれの立場における責任権限の中で、業務執行能力の向上を図るために行政評価システム等を活用しながら、常にコスト意識を持って改革・改善等に取り組み、特に管理職については、全方位で不断なき改革・改善等を先導的に推進するものとする。

また、中長期を見据えた財政の健全化を推進する上で、土地開発公社の債務負担行為残

高については、財政健全化において最優先課題となっている。このため、土地開発公社の経営の健全化に関する計画(平成18年度~平成22年度)に基づく保有土地の簿価総額の縮減に向けた取組を推進するとともに、一般財源歳出の適正化を図るうえで、行政改革推進プランに基づく取組を推進する。

(2) 地域経済力の強化

いきいきとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して、地域経済力の強化を図る必要がある。

また、圏央道のあきる野インターチェンジから中央道八王子ジャンクションまでが開通 し、多摩西部地域の交通利便性が飛躍的に向上するとともに、東京都では、多摩西部地域 の圏央道沿いについては、多摩シリコンバレー構想を掲げている。

このため、当市の地域産業の振興を促進するための方策として、中小企業(特に製造業)の発展や魅力ある商店街、観光地の創出等に取り組むとともに、多摩シリコンバレー構想を踏まえながら、企業誘致や基盤整備等について早急に検討し、東京都に対して、都道の整備促進や産業誘致の支援等の協力要請を進めるものとする。

さらに、土地の有効利用を促進して活性化を推進するため、基盤整備を推進して適正な 土地利用転換を図るものとする。

(3) 地域力の強化

団塊世代が退職していく2007年問題や少子化による生産年齢人口が減少することなど、様々な行政課題が山積していくことが予測される構造変革時代に対処していくためには、行政だけの力では限界がある。そこで、各地域における公共的課題に対応するため、様々な主体(市民、事業者、NPOなど)が参画あるいは協働して対処できるような仕組づくりが求められている。

このため、これらの課題や市西部地域の活性化などを踏まえ、住民自治の強化を図るためにも、市民と行政の役割を勘案した上で、戦後における旧町村単位の7地域(五日市町・東秋留村・多西村・西秋留村・増戸村・小宮村・戸倉村)を中心として、市のさまざまな主体が協働・参画できる仕組として、防災・安心地域委員会を設置する。

5 平成20年度の施策別予算配分方針及び施策の改革・改善の方向

平成20年度における施策別予算配分方針は、前述の「平成20年度の行政経営の方針」を踏まえるとともに、厳しい財政状況を踏まえ、政策的な判断を加味しながら、行政評価システムによる施策優先度評価により、40施策の方向性を次の4つに区分する。

- ア 重点投資をして、成果の向上を目指す施策
- イ 成果の向上を図り、施策コストは現状維持を目指す施策
- ウ 成果は維持し、施策コストは現状維持とする施策
- エ 成果の向上を図り、施策コスト削減を目指す施策(管理系施策のみ)

これらの4つの区分に基づき、施策別の予算配分方針として、管理系の5施策を除く35施策について、その改革・改善の方向を次のとおり示す。

なお、施策コストは、施策の優先度評価により、それぞれの施策間における相対関係を示す ものであり、平成19年度と比較したものではない。例えば、「重点投資」とする施策は、平 成19年度と比較して、財政状況により、同水準又は減額という事態になることも予想される。

(1) 重点投資をして、成果の向上を目指す施策

施策名	改革・改善の方向
道路の整備	道路整備率による成果水準は、過去からの推移や近隣市あるいは住民が期
	待する成果のどの水準を比較しても低い水準であるとともに、年々、扶助的
	経費の増加により投資的経費は縮減傾向にあることから、限られた財源の中
	で重点投資するにも、効果的な整備を推進していく必要がある。
	道路整備については、地域住民からの要望も多い状況であることから、住
	民が期待する成果水準の向上に向けて、地域住民からの要望については、利
	便性による要望のほか、公共交通、防災、防犯、高齢者など、地域の生活に
	密着して、将来を見据えた地域課題に対応して道路整備を推進していく。
	さらに、産業施策を踏まえながら、東京都と連携して、都道整備を推進して
	いく。
公共交通網の充実	議会、市長の手紙、市民意識調査などにおいて、JR五日市線の利便性向
	上の改善には大きな期待が寄せられている。このため、今後も運行本数や立
	川及び東京への直通運行の増便について、JR五日市線複線化促進協議会及
	び西多摩地域広域行政圏協議会と連携を図り、JR八王子支社に改善に向け
	ての働きかけや要望を継続していくものとする。なお、改善に向けては、生
	産年齢人口の減少、少子化などが見込まれるこの先の人口を踏まえると、利
	用者が急激に増加することが見込めないことから、今後の利用者圏域のあり
	方を十分に検証して、確実な改善活動に結び付けていく必要がある。
	また、高齢化社会の到来により、市内循環バスや生活バス路線へのニーズ
	も高まっていくものと思われ、日常生活における交通手段のあり方から今後
	のバス路線網のあり方について検討していくものとする。
高齢者が安心して	高齢化社会の到来により、一人暮らしや高齢者世帯が増加するなど、地域
生活するための支	で安心して生活できる高齢化社会に対応した地域を形成していく必要があ
援の充実	る。
	このためには、「介護を利用しない」、「介護に頼らない」地域の介護予防事
	業を推進するほか、高齢者が社会活動等を通じて生きがいを持ちながら生活
	できる地域づくりを他の施策との連携を図りながら推進していくものとす
	る。また、このためには、高度経済成長期を支えてきた高齢者の知識や技術、
	経験を生きがい活動に反映できる仕組みを構築する。

施策名	改革・改善の方向
障がい者が一般社	市内で手帳を所持している障がい者は、人口の約3%で微増の傾向である
会で安心して生活	が、昨今の社会経済情勢を背景に働き盛りの中年層を中心に精神障害が増加
するための支援の	している傾向にある。
充実	また、東京都からの精神保健福祉に関する事務が委譲している背景などを
	踏まえ、障がい者へのノーマラゼーションの確立に向けて、相談支援や地域
	生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムを構築する。
市民との協働を目	これからの行政活動は、政策形成過程を今まで以上に十分検証して展開を
指した市民参加の	図る必要がある。そのためには、それぞれの地域の特性や資源、地域課題、
推進	地域住民の活動と今後のあるべき活動など、地域ごとの政策課題を構築して
	いくことが必要であり、市民との対話や情報交換等による生活起点での情報
	の共有化を推進し、行政、住民、民間企業等が協働して、地域の政策づくり
	を推進していくための基礎を築く必要がある。
	このことから、旧町村単位の7地域を基礎としながら、施策を横断する課
	題への対応やコミュニティ施策との連携を踏まえ、現状の様々な市民参加、
	参画、協働の仕組みをさらに住民自治を基本理念とした仕組みに拡充し、政
	策形成過程での市民参加等を推進する。

(2) 成果の向上を図り、施策コストは現状維持を目指す施策

施策名	改革・改善の方向
緑豊かな都市環境	市内全域での緑地面積の水準は、近隣市と比較しても同水準を確保してい
の形成	るが、市民意識調査による緑地に関する満足度は低い水準であり、これは、
	近隣市と比較して公園整備率が低い水準などによるものである。
	公園整備のニーズは、子育て世帯のほか、高齢者からも高まりつつあるが、
	一方で閑散として利用されていない荒廃した公園も見受けられる。
	このようなことから、恒久的に整備される都市公園の整備については、今
	後の人口動態などを踏まえていく必要があり、これらを踏まえる中で、生産
	緑地、遊休農地、休耕地などを一時的に利用する弾力的な地域の公共空間の
	創出も視野に入れて、地域住民のニーズに対応した公園整備を推進していく。
地域特性を活かし	地域経済力は、近隣他市と比較して低い傾向にある。現状の産業構造や就
た企業の誘致と既	業実態等を踏まえると、既存企業への生産効率向上を図る必要がある。また、
存企業への支援	第3次産業の大型小売店舗の進出拡大等によって、生産年齢人口に様々な歪
	の構造を引き起こすことが危惧される。
	このため、地域産業推進本部を中心として、現状の産業構造を的確に分析
	し、地域経済を強化することによって、市民の誰もが豊かに安心して安定し
	た生活の基礎となる産業基盤のあり方について、検討を行うとともに、産業
	基盤強化のための道路整備の促進や企業誘致等を推進するものとする。

施	策	名	改革・改善の方向
活力あ	る商	業の振	大規模小売店舗の出店や商業圏の変化等により、近隣他市と比較した1商
興			店あたりの年間販売額は、最も低い状況である。
			しかしながら、この先の高齢化による住民構造の変化において、高齢者が
			身近な地域において、日常生活に必要な物資等を求めるニーズは高まるとと
			もに、この変化に既存商店等は、好転機として経営の転換を図られるよう経
			営力の強化を図る必要がある。
			このため、地域産業推進本部を中心として、既存商店街の活性化や個店の
			経営力の強化等を検討するとともに、地域経済と地域産業を踏まえた今後の
			大規模小売店舗の誘導と規制について、検討を行うものとする。
交通安	全の	推進	過去3か年の推移では、人身事故などは増加傾向になく推移しているもの
			の老年人口が今後増加していくことなどからも交通弱者への被害を最小限に
			するため、警察署、交通安全協会との関連を重視し、地域と連携を図りなが
			ら、日頃からの交通安全への関心を高めた対策を推進していくものとする。
			また、今後は、高齢ドライバーが増加することにより、より安全な交通環
			境の整備が求められるため、高齢者施策や公共交通施策との連携を図り、課
			題解消に向けた取組も推進していくものとする。
防災対	策の	推進	市民自らが日常において防災に対する関心や意識を持ち、被災時には、地
			域力によりお互いに支えあう自主防災力を高めていく必要がある。
			このため、総務省が策定した地域防災力の自己評価に取り組み、防災に対する
			課題を掌握して、地域防災計画の改定を行政・市民・事業所等が協働して行い、
			地域防災力の強化に向けた取組を展開する。
		• 保健	高齢化社会を迎える今日において、介護保険制度は、介護に依存しない地
の充実			域高齢者社会の形成、医療保険では、高度医療や成人病等による医療費増大
			の課題に対応した特定検診の実施、精神保健福祉では、働き盛りの中年層に
			おける精神面での健康被害など、健康施策を取り巻く環境変化は大きい。
			この環境変化に対応していくためには、市民自らの健康に関する意識と健
			康を保持増進する自らの行動が必要である。これらの課題を住民と協働して
			策定した「あきる野健康増進計画」を計画的に推進していく。また、この計
			画を推進するにあたっては、生涯学習やスポーツ・レクリエーションの施策
7 * ~	——————————————————————————————————————	6 1 1	などとの連携を図り、効率かつ効果的に実施していくものとする。
子育で	文援	の允美	近年の少子化、核家族の進行に伴う家族形態の変化や都市化の進展に伴い、
			近隣との人間関係の難しさなどにより、家庭や地域における子育で環境は著した。スポルケスでは、サイスでは、
			しく変化をしており、子育てに対する支援策が望まれているのが現状である。
			このため、子育て世代の現状課題を的確に把握し、次世代育成支援行動計
			画を計画的に推進するとともに、保育所及び学童保育の待機解消や放課後子
			どもプラン事業の早期実現に向けた取組を推進していくものとする。

施策名	改革・改善の方向
生涯学習の推進	地域力の強化を図るため、地域特性や地域課題に対応した地域のまちづく
	りを推進していくうえで、住民自ら生活起点でお互いに話し合い、自ら地域
	のことについて学習し合う習慣が必要である。
	このことにより、従来の学習講座だけではなく、身近な生活での地域課題
	をテーマとして学習することにより、地域課題を住民自ら共有して、地域の
	まちづくりを行政とともに考え、まちづくりを協働していく取組を推進する。
	この取組に際しては、生涯学習に積極的な市民や団体、リーダーのほか、
	職員一人一人がもつ能力や団塊世代の経験や能力を集団的に機能できるよう
	にし、これらの生涯学習を推進する主体や地域住民が学習しやすい環境づく
	りとして、公民館のほか、コミュニティ会館、学習等供用施設、町内会・自
	治会館等の地域住民に身近な施設を有効に活用していくものとする。
義務教育の充実	子ども達の基礎学力の向上や健全な育成においては、学校の環境ばかりで
	はなく、いじめや虐待、犯罪などを家庭や地域社会全体で解消していく教育
	環境の形成が重要である。そのためには、学校、家庭及び地域の3者が連携
	して、次世代の地域の担い手が子ども達であることを十分に認識し、子ども
	達に対する3者の連携による見守りや指導などの強化が必要である。
	このため、子どもを主眼とした教育活動を学校評価に反映して、児童・生
	徒の安全・安心対策や学力の向上、教員の資質向上等に向けた取組を推進す
	るものとする。
次代を担う青少年	青少年が将来の地域におけるまちづくりの担い手であることを住民一人一
の育成	人が再認識し、青少年の育成を支えあう地域社会を再構築していく必要があ
	る。
	このため、地域、学校及び行政の連携による青少年の育成を進める視点を
	踏まえ、放課後子どもプランに基づく総合的な放課後の子どもの安全な居場
	所づくり等を推進するとともに、義務教育、スポーツ、子育て支援の施策等
	と連携や地域特有の行事や文化などを通じて、子ども達が地域で健やかに育
	つ環境づくりを推進する。

(3) 成果は維持し、施策コストは現状維持とする施策

施策の「成果を維持すること」は、従来どおりの行政活動を展開することではない。社会 経済情勢や施策を取り巻く対象者は、毎年変化している。施策を取り巻くこれらの変化等を 的確に捉え、成果が低下しないようにすることである。

このことを踏まえて、事務事業の展開を図る必要があるとともに、従来の行政活動を堅持して成果水準を維持する事務事業については、より一層の効率化を図ることは当然のことであることから、ビルドアンドスクラップの視点で、効率的に成果水準を維持することである。

施策名	改革・改善の方向
計画的な土地利用	社会経済情勢などの構造変化を踏まえ、市街化区域及び市街化調整区域や
の推進	用途地域などの見直しについて、計画的に推進するものとする。

施策名	改革・改善の方向
良好な市街地の整	新市街地の形成については、今後の社会動向や経済情勢などを慎重に見据
備	えて推進するものとする。また、既成市街地については、それぞれの地域特
	性に応じた住環境の保全や改善について、地区計画制度などの活用を検証し、
	今後の住民の構造変化を踏まえて、地域の地区施設や土地利用の誘導を地域
	住民とともに検討し、道路整備などの施策と連動した市街地の形成や保全に
	努めていくものとする。
下水道の整備	現在決定している事業認可区域について、計画的に整備することが当面の
	課題となっている。このため、目標に向けた整備を限られた財源の中で、効
	率的に整備を推進していくものとする。また、整備とともに接続普及率を向
	上し、健全な公営企業会計を維持する必要があり、利用促進の取組を強化し
	ていくものとする。
地域特性を活かし	地域住民と地域産業の理解なくして観光の振興は図ることはできない。こ
た観光の振興	のことからも、地域において、地域特有の観光資源等の情報を把握し活用で
	きる取組を推進していくとともに、観光施策の基盤である商業施策と連携し
	て取り組むものとする。
消費者志向の都市	これまで、秋川ファーマーズセンターにおける農産物の販売を初めとして、
型農業の推進	市の農業施策は近隣自治体と比較して、高い水準にある。
	高齢化時代を迎える中で、休耕地や遊休農地の課題、後継者の育成など、
	農業振興計画に基づく保全すべき農地については、産業施策や観光施策等と
	の連携を図り、効率的に課題解消に向けた取組を行うものとする。
自然と調和した林	産業の視点での林業の推進は、国内需要が年々減少している状況から、成
業の育成	果の向上を図ることは非常に難しい状況である。このような中、森林の公益
	的機能(Co2吸収、水源のかん養など)を発展させて、環境保全を図る観点
	から、適切な山林の保全が求められている現状から環境保全施策との連携を
	図り、効率的に事業の推進を図るものとする。
防犯対策の推進	平成16年度に制定した「あきる野市安全・安心まちづくり条例」に基づ
	いた協議会での今後の安全で安心なまちづくりのあり方の提言を受け、この
	提言に対応した有効な手段を構築し、成果の向上に向けた取組を行っていく
	ものとする。
公害防止の推進	市内において、各種基準値を超える公害は発生していない。このため、市
	内の特定企業等への継続的な監視を効率的に維持する。また、光化学スモッ
	グの発生件数が増加する傾向にあるなど、成果を維持するための生活環境変
	化に対応する情報収集や対応等を図るとともに、環境基本計画に基づき、環
	境保全に対する啓発活動など、継続して推進していくものとする。
コミュニティ活動	町内会・自治会への加入世帯率は、年々減少している傾向にあり、市の東
の推進	部でその傾向が顕著である。また、市民意識調査におけるコミュニティ施策
	の重要度も毎年低い状況であり、様々な主体が協働となって推進する住民自
	治の強化の観点からも大きな課題となる。このため、協働・参画の施策との
	連携を進めながら、町内会及び自治会への支援を通じて、地域コミュニティー
	の意義などの啓発活動を強化していくものとする。

施策名	改革・改善の方向
ごみの減量と適正	有料化によるごみの減量の取組は、成果の向上が図られている。今後はそ
処理の推進	の水準を維持するため、ごみ会議によるごみ減量のための啓発活動など、市
	民に対して減量意識と行動が継続する取組を推進していくものとし、ごみ処
	理に対するコストの削減に取り組むものとする。
水と緑に密着した	環境基本計画による自然環境保全への取組は、他の施策との連動を図り、
生活環境づくりの	水質や緑地の保全などについて、効率的かつ効果的な活動を展開していくも
推進	のとする。
市民が安心できる	公立阿伎留医療センターを中心として、市民の期待に応えられる地域医療
地域医療体制の充	体制の充実を図るとともに、市内の医療機関とセンターとの連携を図り、医
実	療体制の充実を図るものとする。
総合的な地域福祉	高齢者、障がい者、子育て、地域医療、健康・保健の各分野において、制
の推進	度改革をはじめ、様々な変化が生じてきている。
	市民、地域、福祉活動組織及び行政が一体となり、協働・参画の仕組を構
	築するうえで、中地域ネットワーク協議会の設置など、他の施策との連携を
	図りながら、それぞれの地域の特性や課題を的確に掌握して、地域力を備え
	た地域福祉を推進する。
人権尊重の推進	地域力を強化していく基礎として、市民一人ひとりが主体的に人権意識を
	育てていくような啓発活動を展開し、お互いの人権を尊重しあう地域社会を
	維持するものとする。
男女共同参画社会	国の男女共同参画基本計画(第2次)が平成17年に改定されたことにと
の実現	もない、当市の計画を早急に見直しし、計画的な取組を推進していくものと
	する。
	また、この施策の取組は、社会情勢の変化や制度改正等により、計画への
	影響が大きいものと予測されるため、これらの情勢等の変化を的確に把握し
- 111 M	て推進するものとする。
国際化の推進	外国人居住者等に対して、文化の違いによる生活のトラブルを未然に防ぐ
	ための国際情報を外国人と市民で共有できる取組を検証するものとする。
	また、姉妹都市のマールボロウ市との交流については、教育交流のほか産
カル裏立の担禁 し	業関係の交流について、その方向性を検討するものとする。
文化遺産の保護と	文化遺産の保護と活用については、市だけの取組ではなく、市民との協働
活用 	により取り組むものとし、文化遺産の保護と活用に対する市民の意識の向上
 芸術文化の振興	に努めるものとする。 文化芸術振興法に基づく「文化振興計画」のあり方について、検討を行う
云州又1677派典	文化云州派典伝に基づく「文化派典計画」のあり力について、使制を打り ものとする。また、芸術や文化の振興については、行政と市民との役割を明
	確にして、市民主体の取組が推進できるよう検討を行うものとする。
	確にして、
	的な事業展開が図られるよう取り組む。
	HJ/よず木水河が囚り4V/ひよノ払ソ№U。

施策名	改革・改善の方向
スポーツ・レクリ	子どもから高齢者までの様々な対象層において、健康の保持や増進が課題
エーションの振興	となっていることから、これらの課題と直面した健康施策や高齢者施策等と
	の連携を図り、公共の福祉の目的に趣をおいた取組を検討していくものとす
	る。
	また、西多摩の自治体と比較して、市民一人あたりの体育施設面積の水準
	が最も高い水準であることから、施設の適正な管理運営のあり方について検
	討する。
議会の円滑な運営	市民に対して、さらに開かれた議会となるため、議会の定例会などの各種
	情報を分かりやすく利用しやすい情報提供の取組を推進していくものとす
	る。